

令和2年9月8日

国立市議会議長 石井 伸之 様

提出者	藤田 貴裕	提出者	重松 朋宏
〃	古濱 薫	〃	関口 博
〃	青木 健	〃	高柳 貴美代
〃	遠藤 直弘	〃	高原 幸雄
〃	住友 珠美	〃	柏木 洋志
〃	小口 俊明	〃	青木 淳子
〃	香西 貴弘	〃	藤江 竜三
〃	石井 めぐみ	〃	稗田 美菜子
〃	上村 和子	〃	望月 健一
〃	石塚 陽一	〃	小川 宏美

議案の提出について

議員提出第 7 号議案

**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保及び拡充を求める意見書（案）**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保及び拡充を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、地方交付税によらない思い切った減収補填措置を講じること。
- 2 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。
- 3 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 4 固定資産税については、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 5 地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の税制を見直し、地方が担う権限と責任に見合う地方財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

令和2年9月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、
経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣